

ガラス発泡リサイクル資材に関する JIS 制定

— 廃ガラス瓶のリサイクル拡大を目指して —

2019 年 7 月 22 日

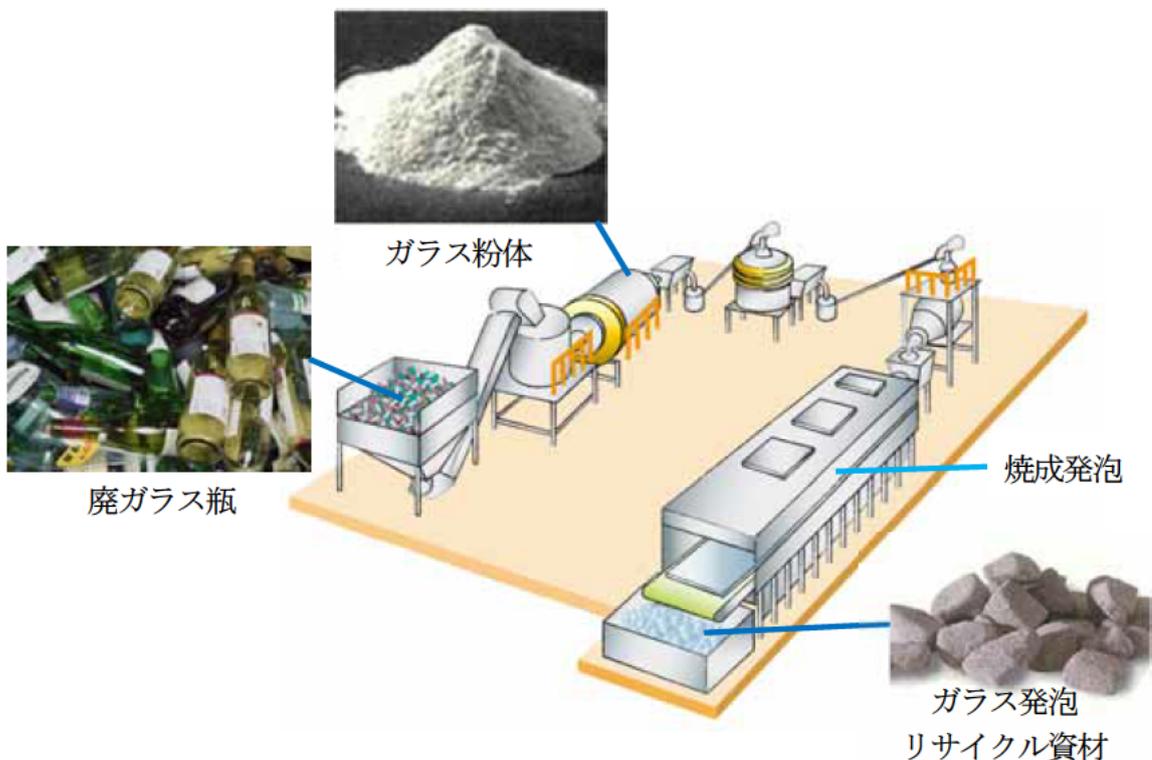
これまで利用用途が少なくほとんどが廃棄されてきた、色合いの異なる廃ガラス瓶が混合された資材の活用に向け、そのリサイクル資材の工場出荷時における品質及び試験方法に関する JIS 規格を、「新市場創造型標準化制度」を活用して制定しました。この規格により、廃ガラス瓶リサイクル資材の流通が促進され、持続可能な循環型社会の構築が一層進むことが期待されます。

1. JIS 制定の目的

国内に数多く流通する透明及び茶色の瓶は、色別に回収ができるとリサイクルが容易ですが、近年、輸入ワインの瓶や国内生産でも装飾性の高い色付けされた瓶が増加しており、色合いが異なる瓶の混合により回収・再資源化が複雑になっています。具体的に、これら色合いが異なる廃ガラス瓶を混ぜた原料から新たに瓶を製造すると、瓶に微妙な色の違いが生じてしまい、市場で不良品扱いされることがあるため、ガラス瓶のリサイクルに関わる課題となっていました。

そのため、地盤材料及び造園・緑化材料などの他用途でのリサイクルを効率的に進めるため、廃ガラス瓶を粉碎及び焼成発泡¹⁾させた「ガラス発泡リサイクル資材」について、JIS を制定しました。

注¹⁾ 焼成発泡：ガラス粉体を高温で焼成するプロセス



廃ガラス瓶からガラス発泡リサイクル資材へのリサイクル

2. JIS 制定の主なポイント

「ガラス発泡リサイクル資材」は主に地盤材料や、造園・緑化材料に用いられるため、用途別に必要とされる密度や吸水率、硬さなどの品質基準、また、それらの測定方法を規定しました。

3. 期待される効果

規格化により、これまで製造者と購入者の間で都度確認をしてきた製品の品質やその評価方法が統一され、効率的な取引の拡大に繋がることが期待されます。また同製品の普及が促されることによって、持続可能な循環型社会の構築が一層進むことが期待されます。

日本産業標準調査会（JISC）のHP（<https://www.jisc.go.jp/>）から、「Z7313」でJIS検索すると本文を閲覧できます。

【担当】

経済産業省 産業技術環境局 国際標準課 (03-3501-9277、内線 3423)

(課長)黒田 (担当)内藤